

栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針の概要

栃木県県民生活部県民文化課

1 策定にあたって

(1) 方針策定の趣旨

令和2(2020)年度をもって現在の基本方針の推進期間が終了することから、本県社会貢献活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、活動の一層の促進を図るため新たな基本方針を策定

(2) 基本方針の性格及び役割

- ・栃木県社会貢献活動の促進に関する条例第9条第2項に規定する「栃木県の社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」
- ・栃木県重点戦略に掲げる将来像の実現に向けて、本県社会貢献活動の促進に関する施策の基本的考え方等を明らかにするもの

(3) 方針の期間 令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を展望

(4) 社会貢献活動の定義

ボランティア活動その他営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、自発的に行うもの(ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動を除く。)

2 本県の社会貢献活動を取り巻く環境と課題

(1) 社会環境の変化

- ・少子化、人口減少による担い手の減少
- ・気候変動による災害の頻発
- ・持続可能な開発目標(SDGs)への取組
- ・新型コロナウイルス感染症の社会への影響

(2) 県民の社会貢献活動への参加状況と課題

- ・県民の社会貢献活動参加率の推移
- ・社会貢献活動への参加拡大に向けて

(3) 社会貢献活動団体の状況と課題

- ・社会貢献活動団体が果たしている役割
- ・社会貢献活動団体の形態
- ・社会貢献活動団体の自立と活動継続に向けて

(4) 地域における協働の状況と課題

- ・協働の必要性
- ・協働の効果
- ・協働の取組の更なる拡大に向けて

(5) 社会貢献活動に対する活動支援の状況

- ・市民活動支援センターの設置状況
- ・企業における社会貢献活動に対する支援
- ・休眠預金を活用した支援
- ・社会貢献活動の更なる促進に向けて

3 社会貢献活動の促進に向けた課題と今後の方向性

(1) 社会貢献活動の促進に向けた課題

- ア 社会貢献活動に関する県民の意識の醸成
- イ 社会貢献活動団体の活動の継続性の確保
- ウ 地域における連携・協働の取組の促進
- エ 社会貢献活動の更なる基盤強化

(2) 基本目標

ともに創る「活力あふれるとちぎの地域社会」

4 社会貢献活動の促進に関する施策の方向性と主な取組

施策1 県民の主体的な社会貢献活動の促進

- (1) 社会貢献活動の意識の啓発
 - ▶若者の社会貢献活動に関する学習推進や顕彰等による機運醸成
- (2) 社会貢献活動への参加機会の提供
 - ▶県民協働事業による参加機会の提供
- (3) 誰もが社会貢献活動に参加できる環境づくり
 - ▶高齢者や障害者、外国人等の参加支援や、ワークライフバランスの推進

施策2 社会貢献活動団体の活動基盤の強化

- (1) 次代の担い手の育成
 - ▶研修、交流会等による地域づくりに参加する若者の育成
- (2) 経営管理能力、事業運営能力の強化
 - ▶各種講座や専門家相談会によるマネジメント能力の向上支援
- (3) 社会貢献活動団体の信頼性の向上
 - ▶国や市町と連携した情報発信の場の提供や法に基づく情報公開の推進

施策3 地域課題解決のための協働の取組の促進

- (1) 地域課題の共有・協働に関する普及啓発の推進
 - ▶地域課題に関する情報発信や協働の意義・手法に関する講座の実施
- (2) 主体間の交流促進・協働の仕組みづくり
 - ▶協議会の運営や交流会の開催による主体間のネットワーク推進
- (3) 協働を推進する人材の育成
 - ▶多様な主体間をつなぎ、協働をコーディネートする人材の養成

施策4 社会貢献活動を促進するための基盤づくり

- (1) 中間支援組織の取組の充実
 - ▶市民活動支援センターの機能強化や中間支援組織間の連携強化
- (2) ICTの活用促進・新しい生活様式への対応
 - ▶ICTを活用した地域課題の情報共有、課題解決のための仕組みづくり
 - ▶感染症対策に関する啓発や各種支援制度の運用
- (3) 情報発信の強化
 - ▶ターゲットに合わせた情報媒体の活用促進、相手に効果的に届ける手法の研究

施策推進の原則

- ◆社会貢献活動の自発性・自立性の尊重
- ◆協働の理念の尊重

5 施策の推進体制

- (1) 県における推進体制
- (2) 国・市町等との連携
- (3) 関係機関等との連携